

令和2年 第10回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和2年10月26日	開会場所	ふじみ野市役所3階A302会議室		
開会の日時	開会	令和2年10月26日	午後1時28分	議長	
及び宣告者	閉会	令和2年10月26日	午後2時18分	議長	
議長	新井良司				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	粕谷 雄一	出	10	有山 茂幸	欠
2	久保田 清	出	11	岸 勇	出
3	駒井 一正	出	12	高野 喜好	出
4	早川 英希	欠	13	浅海 伊佐男	欠
5	嶋田 利行	出	14	新井 良司	出
6	鈴木 智之	出	15	柳川 嗣於(最)	出
7	富田 博明	欠	16	塩野 和義(最)	出
8	星野 秀雄	欠	17	宮寺 康夫(最)	欠
9	原田 宏美	出			
出席者数	農業委員 定数 14名 出席者 9名		農地利用最適化推進委員 定数 3名 出席者 2名		
議事参与(説明者)			書記		
本橋 直人					
松田 薫樹					
飯塚 勝貴					
寒竹 由起子					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和2年10月26日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年10月26日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A302会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時28分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に5番・6番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3 報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第26号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4 報告第27号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件6件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第27号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p>
	事務局	<p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。</p>
		<p>受人は川越市下赤坂在住で、現在は川越市内に18,617㎡、ふじみ野市内に13,980㎡を併せて32,597㎡の</p>

		<p>農地を所有して大規模な農業経営を行っており、3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>渡人は富士見市諏訪在住で、申請地は相続した農地であり日常の管理に困っていました。</p> <p>今回は受人の作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請で、受人宅から申請地までは車で3分の距離です。</p> <p>受人はトラクター3台、耕転機1台、農業用トラック3台を所有しており、長男も後継者として熱心に農業に取り組んでいます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>10月16日に5番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は既に野菜が作付されており、問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地確認を行いました。既にカブが作付されており、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第23号につきましては原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>議案第23号について終了します。</p>
--	--	---

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 6 議案第 2 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は申請地付近に住宅・共同住宅等が多く存在する地域のため、月極駐車場の建設を検討していたところ、申請地北側にあるグループホーム及び特別養護老人ホームから通勤する職員用の駐車場が足りていない状況のため、駐車場として貸してもらえないか相談を受けました。</p> <p>両施設は共に 1 0 台分の駐車台数を希望しているので、2 0 台分の駐車場を申請者が建設して、両施設職員用の月極駐車場として運営する計画です。</p> <p>農地の区分は、水道管、公共下水管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地から 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設の公共施設または公的施設が存在するので、原則、農地転用を許可することができる第 3 種農地と判断します</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 0 月 1 6 日に 6 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>トラクターで耕運されて管理されており、特に問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり特に問題はありません。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい</p>
--------------	--	---

日程第7	全委員	ですか。
	議長	異議なし。
		異議なし賛成により、議案第24号の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議長	議案第24号について終了します。
		日程第7、議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について2件を議題とします。
		1番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。
		生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。
		今回の案件は申請者の父が死亡したことが買取り申出する条件になります。
		今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。
	議長	この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。
	6番委員	10月16日に5番委員、事務局の4人で現地調査を行いました。
		現地は一部に草が生えていましたが、他は野菜が作付されており、農地として管理されていました。
	議長	地元委員さんには何かありますか。

	<p>15 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>5 番委員</p>	<p>現地は南側の道路から一段上がって垣根に囲まれていました。農地として管理されています。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。</p> <p>2 番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 30 年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の 3 つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p> <p>今回の案件は申請者の父が死亡したことが買取り申出する条件になります。</p> <p>今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。</p> <p>この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。</p> <p>10 月 16 日に 6 番委員、事務局の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>確認した畑の多くはニンジンが作付されており、農地として</p>
--	--	---

日程第 8	議 長	管理されていまして。 地元委員さんは現地調査を行った 5 番委員です。 質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。 議案第 2 5 号について終了します。
日程第 9	議 長	日程第 8、議案第 2 6 号、生産緑地取得斡旋についての件、1 件を議題とします。 案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。 8 月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。 審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第 1 3 条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。
	議 長	質疑を求めます。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑が無ければ、1 1 月 1 0 日までに生産緑地の買取り希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。 議案第 2 6 号について終了します。
議 長	日程第 9、議案第 2 7 号 農業振興地域整備計画の変更について、1 件を議題とします。 なお、この議案については 6 番委員と 1 5 番委員に関する議題となりますので、議案の終了まで、会議規則第 1 0 条の規定	

		により 6 番委員と 1 5 番委員は退席しますので、よろしくお願 いします。
		(6 番委員及び 1 5 番委員退席)
	事 務 局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。
		(国道 2 5 4 号バイパスふじみ野地区の農用地区域除外につ いて内容説明)
	議 長	この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明を お願いします。
	5 番委員	1 0 月 1 6 日に 6 番委員、事務局の 4 人で現地調査を行いま した。
		現地は一部に背丈程度の草が生えている田がありましたが、 全体的には概ね管理されていました。
	議 長	地元委員は 1 5 番委員ですが退席しています。
		質疑はありますか。
	9 番委員	土地改良施設への支障はなしとなっているが、除外地には施 設がある。補助金等の返還はないのか。
	事 務 局	除外地内には揚水ポンプ施設などがありますが、補助事業に より工事が完了した翌年度から 8 年以上が経過しているため 影響はありません。
	9 番委員	除外地は現在 2 つの揚水組合が関係してくるが、この地域の 揚排水施設がなくなると、一方の揚水組合の受益地が少し残る ことになる。残った受益地と揚水組合の今後はどのようななる のか。
	事 務 局	一部の残った受益地へはもう一方の揚水組合が揚水を供給 することになっています。揚水組合の解散や統合の扱いについ ては確定していないので分かりません。
	議 長	他に質疑はありませんか。

	<p>1 番委員 事 務 局</p> <p>議 長 全 委 員 議 長</p> <p>全 委 員 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>工業団地が出来るとの予定なのか。</p> <p>都市計画課からは物流施設の建築が計画されていると聞いています。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。</p> <p>議案第27号について終了します。</p> <p>(6番委員及び15番委員復席)</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和2年第10回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時18分)</p>
--	---	--